

## ○加算の届け出時期等について

Q.新たに介護報酬に係る加算を算定したい／加算の算定要件を満たさなくなるので算定を取り下げの場合、いつまでに、介護給付費算定に係る体制等に関する届出（体制届）の提出を行えばよいのか？

A. 届出時期は、サービスにより異なりますので、下記をご確認ください。

ただし、新規指定申請に伴い加算の届出を行う場合は、指定申請と同時に体制届等を提出してください。

	施設系サービス （（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設）	施設系以外のサービス
算定を開始したい	算定を開始する月の当月 1 日までに提出が必要 (例)4 月 1 日から算定する場合は、4 月 1 日まで	算定を開始する月の <u>前月 15 日まで</u> に提出が必要 ※16 日以降に提出があった場合は、翌月からの算定となります。 (例)4 月 1 日から算定する場合は、3 月 15 日まで
算定を取り下げる	加算の要件を満たさなくなることが明らかになった後、 <u>速やかに</u> 提出が必要です。 (例)3 月末に職員が退職し、4 月 1 日より加算を算定できなくなることが判明した。 →判明後、速やかに提出してください。	

※参考

H12.3.1（老企第 36 号）指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

H12.3.8（老企第 40 号）指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービスおよび特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

※1 載せているサービスは、振興局社会福祉課で所管するサービスのみとなります。介護老人保健施設（老健）等、医療系サービスにつきましては、留萌振興局保健環境部保健行政室（留萌保健所）へお尋ねください。

※2 市町村所管の介護保険サービス（地域密着型サービス、日常生活支援総合事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業）については、指定権限を持つ各市町村へお尋ねください。

※3 苫前町に所在する介護保険事業所・施設については、「北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例」により、指定権限が北海道から苫前町に権限委譲されていることから、※3 の市町村所管サービス以外の事業所・施設についても、届出先は苫前町となります。

Q.届け出にあたっての必要書類は何か？

A.必要書類はサービス・加算によって異なりますが、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」はどんな加算の届け出でも必要となります。この2つはセットで提出が必要とお考えください。

その上で、加算によってはこの2つにプラスして提出が必要となるものがあります。

（例）通所介護事業所において、サービス提供体制強化加算に係る届け出を行う場合

→1. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

2. 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

3. サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙 14-3）

また、この他に、加算の算定要件を満たしているか確認するために、拳証資料の提出を求められますので、提出を求められた際に対応できるよう、ご準備ください。

必要書類はサービス・加算によって異なり、また、サービスによって届出様式が異なることもありますので、詳細は道高齢者保健福祉課のホームページをご覧ください。

○介護給付費算定に係る体制等に関する届出様式（介護保険）

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sus/shitei/r3kyufuhiyoshiki.html>

#### 【留意事項】

1 加算を取得したい場合は、まず、取得したい加算の算定要件をご確認いただき、算定要件を満たすことを確認いただいた上で、期日までに体制届等必要書類をご提出ください。

2 令和6年度報酬改定により、新たな減算等ができたことから、届出様式が従前のものから変更されております。また、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の旧3加算の一本化が予定されていることから、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」につきましても、現様式と令和6年6月以降用様式に分かれておりますので、提出の際はご注意ください。